わたしたちの国民健康保険

保険年金課保険給付係　☎(63)2166

国民健康保険（国保）は、加入者がお金を出し合い、ケガや病気になったときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

国保の加入者は、医療費の1～3割を負担していますが、残りは国保税などを財源としています。

毎年10月1日から、保険証の色が変わります

9月30日までは「ふじ色」、10月1日からは「うぐいす色」になります。

（1）有効期限の切れた保険証は、10月になってから、各自で処分するか、保険給付係（市役所本館⑨番窓口）または各コミュニティセンターへお返しください。

（2）保険証は国保加入者1人につき1枚交付されます。

（3）保険証の有効期限は「平成24年9月30日」ですが、次の人は、個別に有効期限が設定されています。

対　　象	有　効　期　限	期限後の保険証
平成23年10月から平成24年8月までに65歳になる退職者医療の本人と扶養の人	誕生月の末日（1日生まれの人は前月末日）	誕生月の翌月から有効になる国保の保険証を、誕生月の下旬に送付します。
平成23年10月から平成24年9月までに75歳になる人	75歳の誕生日の前日	75歳の誕生日から有効の「後期高齢者医療保険証」を、随時送付します。

前回から、保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けております。

※記入を義務付けるものではありません。

※記入したこと、またはしなかったことで、受けられる医療の内容に違いはありません。

こんなときは、14日以内に必ず届け出をしてください。

届け出の際には、必ず下記の「届け出に必要なもの」を持参してください。また、70歳以上の人は高齢受給者証を一緒に持参してください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印鑑
	他の健康保険などから脱退したとき	健康保険資格喪失証明書等
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの、国保の保険証、印鑑
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき	国保の保険証、印鑑
	他の健康保険などに加入したとき	加入した健康保険の保険証、国保の保険証
	死亡したとき	死亡を証明するもの、国保の保険証、印鑑
その他	住所･世帯主･氏名が変わったとき	国保の保険証、印鑑
	修学のため、他市区町村に住むとき	在学証明書、国保の保険証、印鑑
	国保の保険証をなくしたり、汚して使えなくなったりしたとき	身分を証明するもの、印鑑
	退職者医療制度に該当になったとき	厚生年金や各種共済年金の証書、国保の保険証、印鑑

※届け出のときに保険証がない場合、もう一度手続きに来ていただくことがあります。
※保険証が変更になった場合は、医療機関にその旨を連絡してください。
※国保の資格がなくなってからも国保の保険証を使って診療を受けると、市から返納金が請求されます。
※国保の届け出の際には、年金手帳も必要になる場合がありますので、併わせてお持ちください。

国保に加入する40～74歳の人には、特定健康診査の受診券を交付しています。日ごろから健康づくりを心がけ、年1回の健診を受診しましょう。